

社団法人日本オリエンテーリング協会 役員の在任年齢に関する規程

制 定 平成 17年 9月 10日

改 定 平成 18年 12月 3日

(総 則)

第 1 条 この規程は、社団法人日本オリエンテーリング協会（以下「協会」という）役員の在任年齢に関する事項を定める。

(在任年齢)

第 2 条 役員の在任年齢は、次のとおりとする。

(1) 非常勤役員の再任は、満 75 歳までとする。

(2) 非常勤役員の新任は、満 70 歳までとする。

(3) 常勤理事の在任年齢は、満 65 歳までとする。ただし、任期中に満 65 歳を過ぎた場合は、任期満了日までとする。

(その他)

第 3 条 役員の知識及び経験が協会運営上特に必要であり、当該役員を例外的に扱うべき理由が公益法人としての協会運営上適切であると理事会が判断した場合には、前条の限りでない。ただし総会の承認を要するものとする。

附 則

この規程は、平成 18 年 12 月 3 日より改定実施する。